

直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合 の贈与税の非課税に関するQ & A

平成 25 年 4 月
国税庁

《 目 次 》

1 制度全体に関するQ & A

- [Q 1-1] 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下「教育資金の非課税」といいます。）」とはどのような特例ですか。……………3
- [Q 1-2] 「教育資金の非課税」の特例の対象となる贈与を受けてから主に教育資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに教えてください。……6
- [Q 1-3] 教育資金とは、具体的にはどのようなものですか。……………7

2 教育資金管理契約に係る口座の開設時等に関するQ & A

- [Q 2-1] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。……………9
- [Q 2-2] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、誰から贈与を受ける必要がありますか。……………10
- [Q 2-3] 「教育資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、いくらですか。また、その限度額の判定は、どのように行うのですか。……………11
- [Q 2-4] 祖父から書面による贈与により取得した1,000万円の金銭について、教育資金非課税申告書を提出し「教育資金の非課税」の特例の適用を受けましたが、非課税の限度額を使い切っていなかったため、追加で祖父から書面による贈与により取得した700万円の金銭を、「教育資金の非課税」の特例の適用に係る口座に入金しました。この700万円について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。また、適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。……………12
- [Q 2-5] [Q 2-4] のケースで、追加の贈与が祖母からの場合はどのようになりますか。……………13
- [Q 2-6] [Q 2-4] のケースで、1,000万円の口座に係る教育資金管理契約について、その1,000万円を使い切ったために一旦その契約が終了した後に700万円の贈与が行われた場合はどのようになりますか。……………14
- [Q 2-7] 教育資金管理契約を終了することなく2つの教育資金管理契約を締結（1つ目：A銀行で平成25年7月に締結、2つ目：B銀行で平成25年12

月に締結)し、それぞれについて教育資金非課税申告書を提出(教育資金管理契約の締結日にそれぞれ提出)して、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。……………	15
[Q 2－8] 平成 25 年 4 月 1 日前に祖母から金銭等の贈与を受け、平成 25 年 4 月 1 日以後に金融機関等と教育資金管理契約を締結した場合、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。……………	16
3 教育資金管理契約に係る口座からの払出し及び教育資金の支払時に関する Q & A	
[Q 3－1] 教育資金を実際に支払った時には、どのような手続を行えばよいのですか。……………	17
4 教育資金管理契約の終了時に関する Q & A	
[Q 4－1] 教育資金管理契約は、いつどのような事由で終了するのですか。……………	19
[Q 4－2] 教育資金管理契約が終了した場合には、どのような手続を行えばよいのですか。……………	20
[Q 4－3] 教育資金管理契約が終了した場合に、贈与税の課税価格の算定の基となる非課税拠出額及び教育資金支出額とは何ですか。……………	21
5 金融機関等からの調書及び金融機関等への通知に関する Q & A	
[Q 5－1] 金融機関等は、どのような場合に調書を提出しなければならないのですか。……………	23
[Q 5－2] 金融機関等は、どのような場合に税務署長から通知を受けるのですか。……………	24
6 参考資料(教育資金非課税申告書等の様式)……………	25

※ 【関係法令等】の略語は、次のとおりです。

措法……………租税特別措置法

措令……………租税特別措置法施行令

措規……………租税特別措置法施行規則

1 制度全体に関するQ & A

[Q 1－1] 「直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税（以下「教育資金の非課税」といいます。）」とはどのような特例ですか。

[A] 平成 25 年 4 月 1 日から平成 27 年 12 月 31 日までの間に、個人（租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 2 号に規定する教育資金管理契約（以下「教育資金管理契約」といいます。）を締結する日において 30 歳未満の者に限ります。）が、教育資金に充てるため、①その直系尊属と信託会社との間の教育資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合、②その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を教育資金管理契約に基づき銀行等の営業所等において預金若しくは貯金として預入をした場合又は③教育資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で証券会社の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち 1,500 万円までの金額（既にこの「教育資金の非課税」の特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、その算入しなかった金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入されません。

（注）1 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、一定の申告手続が必要となります（[Q 2－1] を参照してください。）。

2 「金銭等」とは、金銭又は公社債投資信託の受益証券のうち一定のもの（いわゆる MRF 又は MMF をいいます。）をいいます。

なお、次のイ又はロの事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、その教育資金管理契約に係る非課税拋出額から教育資金支出額（[Q 1－3] のロの教育資金については 500 万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額については、イ又はロに該当する日の属する年の贈与税の課税価格に算入されます。

イ 受贈者が 30 歳に達したこと

ロ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合、教育資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となった場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったことによりその教育資金管理契約が終了したこと

（注）1 終了の場合の手続については、[Q 4－2] を参照してください。

2 「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます（1,500 万円を限度とします。）。

3 「教育資金支出額」とは、取扱金融機関（受贈者の直系尊属又は受贈者と教育資金管理契約を締結した金融機関等をいいます。以下同じです。）の営業所等において教育資金（[Q 1－3] を参照してください。）の支払の事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

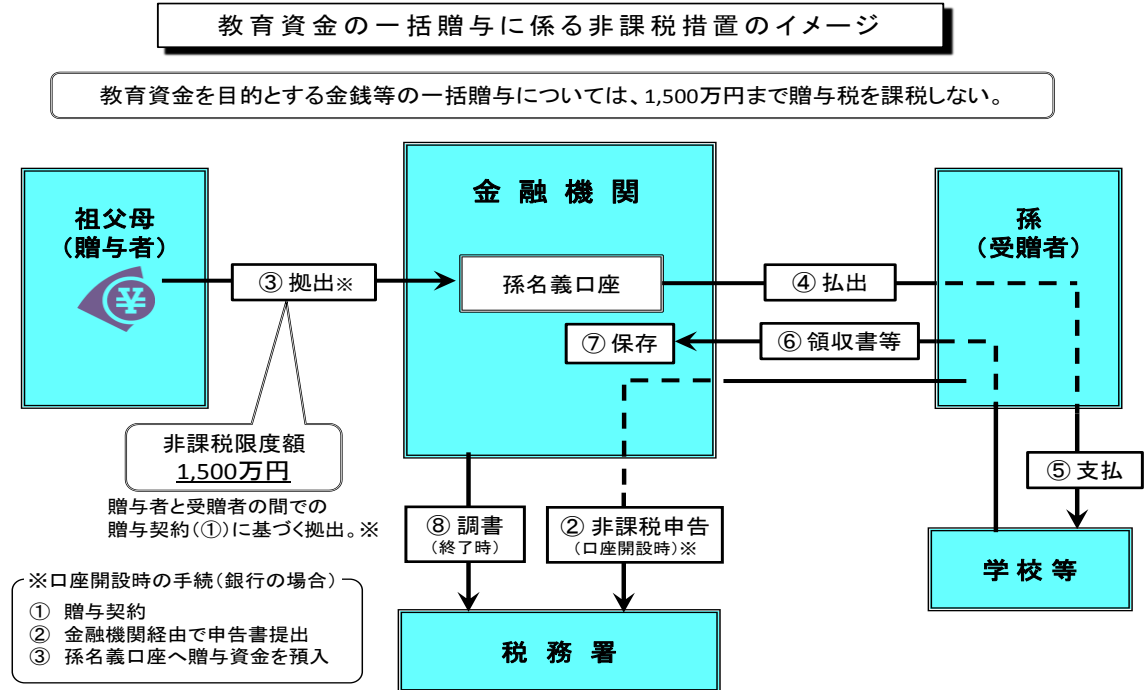
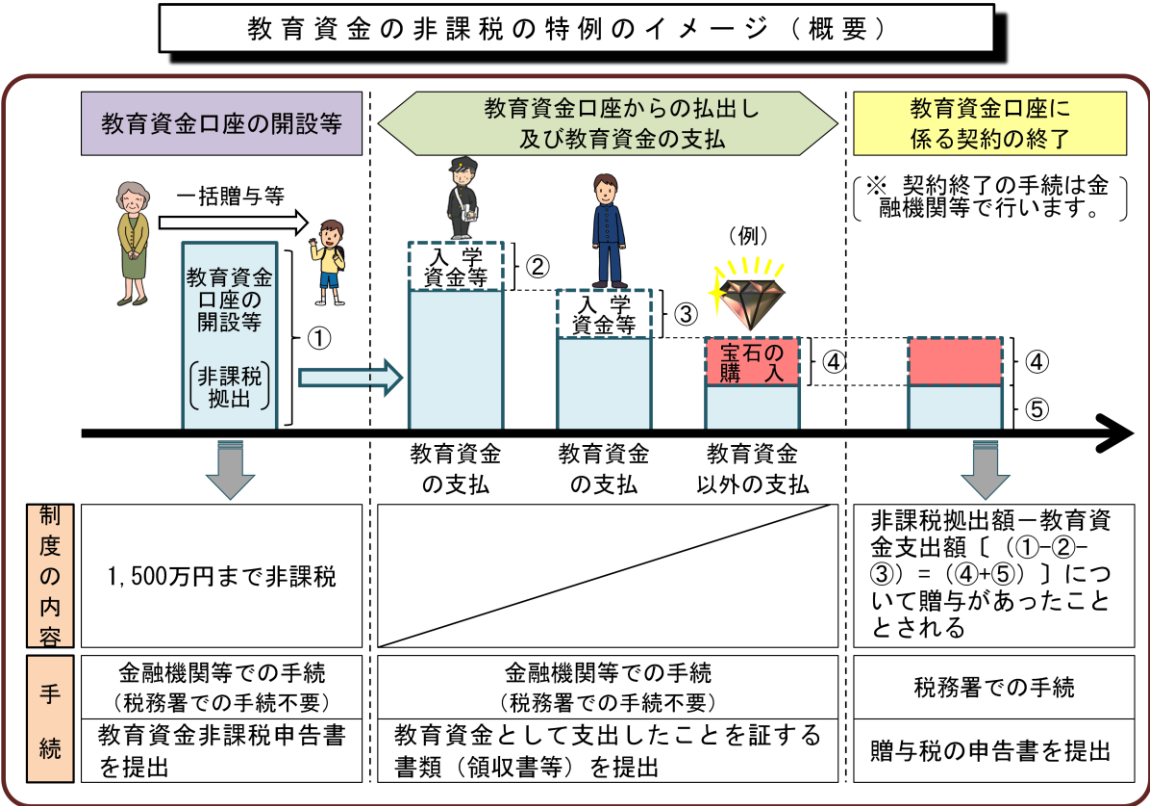
【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項、第 2 項、第 10 項、第 11 項

措令第 40 条の 4 の 3 第 1 項、第 2 項

措規第 23 条の 5 の 3 第 1 項

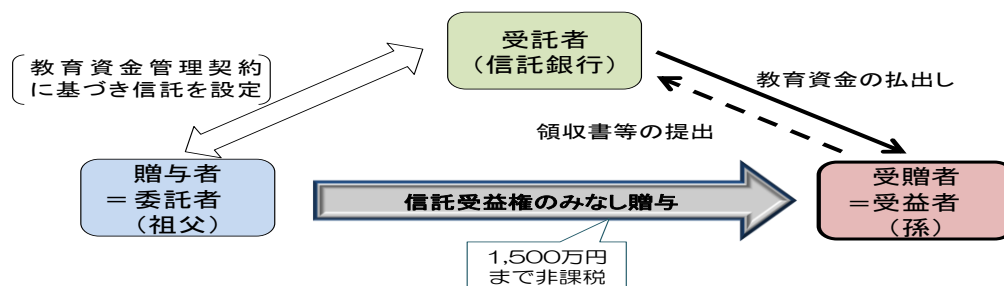
(参考) 教育資金の非課税の特例のイメージ (概要・手続等)



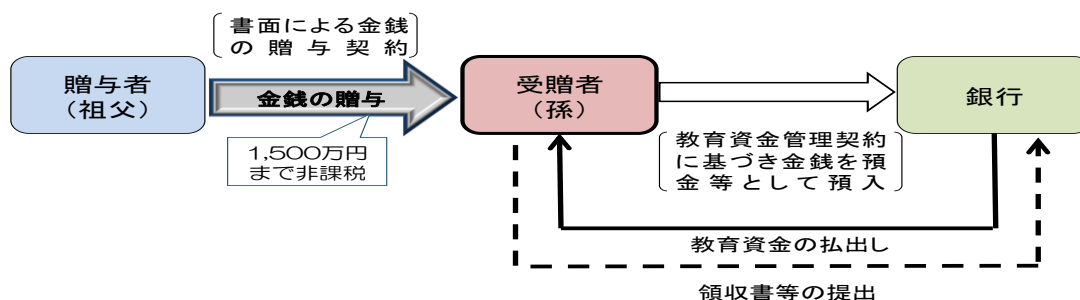
〔Q 1－2〕 「教育資金の非課税」の特例の対象となる贈与を受けてから主に教育資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに教えてください。

〔A〕 「教育資金の非課税」の対象となる贈与を受けてから教育資金管理契約を締結するまでの流れを金融機関等ごとに例を示せば次のとおりとなります。

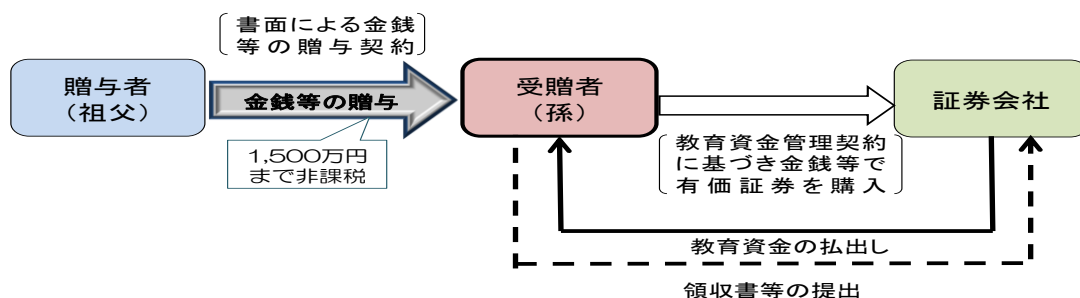
①信託銀行の場合



②銀行の場合



③証券会社の場合



(注) 上記②又は③の場合には、受贈者は贈与により金銭等を取得した後2月以内（通常は贈与契約日後2月以内となります。）に、教育資金管理契約に基づき、金銭を預金等として預入をし、又は金銭等で有価証券を購入しなければなりません。

上記③の場合に、贈与者の証券口座から受贈者の証券口座へ有価証券を振替えたときは、有価証券の購入があったものとみなされます。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第1項

措令第40条の4の3第4項、第5項

[Q 1－3] 教育資金とは、具体的にはどのようなものですか。

[A] 教育資金とは、次に掲げる金銭をいうこととされています。

イ 学校等に直接支払われる入学金、授業料その他の金銭で一定のもの

ロ 学校等以外の者に、教育に関する役務の提供として直接支払われる金銭その他の教育のために直接支払われる金銭で一定のもの

(注) 1 学校等とは、次に掲げる施設を設置する者をいいます。以下同じです。

① 学校教育法第 1 条に規定する学校、同法第 124 条に規定する専修学校、同法 134 条第 1 項に規定する各種学校

② 児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所その他これに類するものとして租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 2 項に規定するもの

③ 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第 7 条第 1 項に規定する認定こども園（学校教育法第 1 条に規定する幼稚園及び児童福祉法第 39 条第 1 項に規定する保育所を除く。）

④ 学校教育法第 1 条に規定する学校若しくは同法第 124 条に規定する専修学校に相当する外国の教育施設又はこれらに準ずる外国の教育施設として租税特別措置法施行規則第 23 条の 5 の 3 第 3 項に規定するもの

⑤ 独立行政法人水産大学校、独立行政法人海技教育機構の施設（海技大学校、海上技術短期大学校、海上技術学校）、独立行政法人航空大学校及び独立行政法人国立国際医療研究センターの施設（国立看護大学校）

⑥ 職業能力開発総合大学校、職業能力開発大学校、職業能力開発短期大学校、職業能力開発校、職業能力開発促進センター及び障害者職業能力開発校（職業能力開発総合大学校及び障害者職業能力開発校以外は、国若しくは地方公共団体又は職業訓練法人が設置するものに限ります。）

2 イの一定のものとは、次に掲げる金銭をいいます。

① 入学金、授業料、入園料及び保育料並びに施設設備費

② 入学又は入園のための試験に係る検定料

③ 在学証明、成績証明その他学生等の記録に係る手数料及びこれに類する手数料

④ 学用品の購入費、修学旅行費又は学校給食費その他学校等における教育に伴って必要な費用に充てるための金銭

3 ロの一定のものとは、次に掲げる金銭であって、教育のために支払われるものとして社会通念上相当と認められるものをいいます。

① 教育に関する役務の提供の対価

② 施設の使用料

③ スポーツ又は文化芸術に関する活動その他教養の向上のための活動に係る指導への対価として支払われる金銭

④ ①の役務の提供又は③の指導において使用する物品の購入に要する金銭であって、その役務の提供又は指導を行う者に直接支払われるもの

- ⑤ (注) 2の④の金銭であって、学生等の全部又は大部分が支払うべきものと学校等が認めたもの

※ 教育資金及び学校等の範囲について不明な点がある場合には、文部科学省高等教育局学生・留学生課法規係にお尋ねください。

なお、文部科学省ホームページ (www.mext.go.jp) にも教育資金及び学校等の範囲に関する情報が掲載されています。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項、第 2 項第 1 号

措令第 40 条の 4 の 3 第 6 ～ 8 項

措規第 23 条の 5 の 3 第 2、3 項

平成 25 年 3 月 30 日文部科学省告示第 68 号

平成 25 年 3 月 30 日文部科学省・厚生労働省告示第 1 号

2 教育資金管理契約に係る口座の開設時等に関するQ & A

[Q 2 - 1] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためにはどのような手続きを行えばよいのですか。

[A] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、その適用を受けようとする受贈者が、教育資金非課税申告書とその教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日（以下この間において「預入等期限」といいます。）までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

（注）1 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

2 教育資金非課税申告書の様式は、25 ページのとおりです。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 3 項、第 5 項

〔Q 2－2〕 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、誰から贈与を受ける必要がありますか。

〔A〕 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、直系尊属から贈与（信託の場合はみなし贈与）を受ける必要があります。

直系尊属とは、例えば、受贈者の父母、祖父母及び曾祖父母をいいます。したがって、民法第 727 条に規定する養子縁組による親族関係がある場合を除き、受贈者の配偶者の直系尊属は含まれません。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項

〔Q 2－3〕 「教育資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、いくらですか。
また、その限度額の判定は、どのように行うのですか。

〔A〕 「教育資金の非課税」の特例の対象となる非課税の限度額は、受贈者ごとに 1,500 万円となります。したがって、祖父及び祖母のそれぞれから 1,500 万円を贈与により取得した場合（合計で 3,000 万円を取得した場合）であっても、「教育資金の非課税」の特例の対象は 1,500 万円が限度となりますので、差額の 1,500 万円につきましては、その贈与により取得した年分の贈与税の課税価格に算入されます。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項

〔Ｑ２－４〕 祖父から書面による贈与により取得した 1,000 万円の金銭について、教育資金非課税申告書を提出し「教育資金の非課税」の特例の適用を受けましたが、非課税の限度額を使い切っていなかったため、追加で祖父から書面による贈与により取得した 700 万円の金銭を、「教育資金の非課税」の特例の適用に係る口座に入金しました。この 700 万円について「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。また、適用を受けるためにはどのような手続を行えばよいのですか。

〔Ａ〕 非課税の限度額(1,500 万円)から既に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるために提出した教育資金非課税申告書に記載した 1,000 万円を控除した残額(500 万円)を限度に、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることができます。その場合、受贈者は、追加教育資金非課税申告書をその教育資金非課税申告書に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日まで（以下この間において「預入等期限」といいます。）に、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、追加教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに追加教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

さらに、500 万円を超える部分である 200 万円については、贈与により取得した年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に贈与税の申告を行っていただく必要があります。

（注） 1 追加教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

2 追加教育資金非課税申告書の様式は、27 ページのとおりです。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項、第 4 項、第 5 項

[Q 2－5] [Q 2－4] のケースで、追加の贈与が祖母からの場合はどのようになりますか。

[A] [Q 2－4] のケースと同様です。

なお、別の教育資金管理契約に係る口座を新たに開設し、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けようとする場合には、当初開設した口座に係る教育資金管理契約を終了する必要があります（[Q 2－6] 参照）。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項、第 3～6 項

〔Q2-6〕 〔Q2-4〕のケースで、1,000万円の口座に係る教育資金管理契約について、その1,000万円を使い切ったために一旦その契約が終了した後に700万円の贈与が行われた場合はどのようにになりますか。

〔A〕 非課税の限度額(1,500万円)から既に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるために提出した教育資金非課税申告書に記載した1,000万円を控除した残額(500万円)を限度に、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることができます。その場合、受贈者は、教育資金非課税申告書をその教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由して、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日(以下この問において「預入等期限」といいます。)までに、その受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、教育資金非課税申告書が取扱金融機関の営業所等に受理された場合には、その受理された日にその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出されたものとみなされます。

なお、預入等期限までに教育資金非課税申告書の提出がない場合には、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

さらに、500万円を超える部分である200万円については、贈与により取得した年の翌年の2月1日から3月15日までの間に贈与税の申告を行っていただく必要があります。

(注) 1 提出していただく申告書は「追加教育資金非課税申告書」ではなく「教育資金非課税申告書」となりますのでご注意ください。

2 教育資金非課税申告書は、取扱金融機関の営業所等を経由して提出しなければなりません。したがって、預入等期限までに税務署で行っていただく手続はありません。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第1項、第3～6項

[Q 2－7] 教育資金管理契約を終了することなく2つの教育資金管理契約を締結（1つ目：A銀行で平成25年7月に締結、2つ目：B銀行で平成25年12月に締結）し、それぞれについて教育資金非課税申告書を提出（教育資金管理契約の締結日にそれぞれ提出）して、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。

[A] 教育資金非課税申告書は、受贈者が既に教育資金非課税申告書を提出している場合（注）には提出することはできません。

お尋ねの場合、平成25年7月に教育資金非課税申告書を提出して、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますが、平成25年7月に教育資金管理契約を締結した後は教育資金非課税申告書を重ねて提出することはできません。したがって、平成25年12月に教育資金非課税申告書を提出して、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません（贈与を受けた金額が贈与税の課税価格に算入されることとなります。）。

（注）1 教育資金非課税申告書に係る口座を2以上持つことはできません。

2 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合、教育資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となった場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があったことにより教育資金管理契約が終了している場合を除きます。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第6項

[Q 2－8] 平成 25 年 4 月 1 日前に祖母から金銭等の贈与を受け、平成 25 年 4 月 1 日以後に金融機関等と教育資金管理契約を締結した場合、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできますか。

[A] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受けることはできません。

[Q 1－1] のとおり、「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるためには、平成 25 年 4 月 1 日以後に金銭等の贈与を受ける必要があります。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 1 項

3 教育資金管理契約に係る口座からの払出し及び教育資金の支払時に関するQ & A

[Q 3 - 1] 教育資金を実際に支払った時には、どのような手続を行えばよいのですか。

[A] 「教育資金の非課税」の特例の適用を受ける受贈者は、教育資金の支払に充てた金銭に係る領収書その他の書類又は記録でその支払の事実を証するもの（相続税法第21条の3第1項第2号の規定の適用を受けた贈与により取得した財産が充てられた教育費に係るものを除きます。以下「領収書等」といいます。）を、受贈者が選択した方法ごとに定められた次のイ又はロの提出期限までに、取扱金融機関の営業所等に提出しなければなりません。ただし、[Q 4 - 1] イ又はハに掲げる事由により教育資金管理契約が終了した日において取扱金融機関の営業所等に対してまだ提出していない領収書等については、次のイ又はロの提出期限ではなく、その教育資金管理契約が終了する日の属する月の翌月末日までにその領収書等を取扱金融機関の営業所等に対して提出しなければなりません。

イ 教育資金を支払った後にその実際に支払った金額を教育資金管理契約に係る口座から払い出す方法（のみ）をその口座からの払出方法として選択した場合

⇒領収書等に記載された支払年月日から1年を経過する日

ロ イ以外の方法を教育資金管理契約に係る口座の払出方法として選択した場合

⇒領収書等に記載された支払年月日の属する年の翌年3月15日

(注) 1 上記ロの場合で、その年中に払い出した金銭の合計額が、金融機関等に提出された領収書等で教育資金の支払に充てたことを金融機関等が確認した金額の合計額を下回るときは、金融機関等が教育資金支出額として記録する金額は、その払い出した金銭の合計額が限度となります（[Q 4 - 3] 参照）。

2 上記本文又は(注)1の領収書等には、「教育資金の非課税」の規定により最初に信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日前に支払われた教育資金に係るものや[Q 4 - 1] イ又はハに掲げる事由により教育資金管理契約が終了する日後に支払われた教育資金に係るものは含まれません。

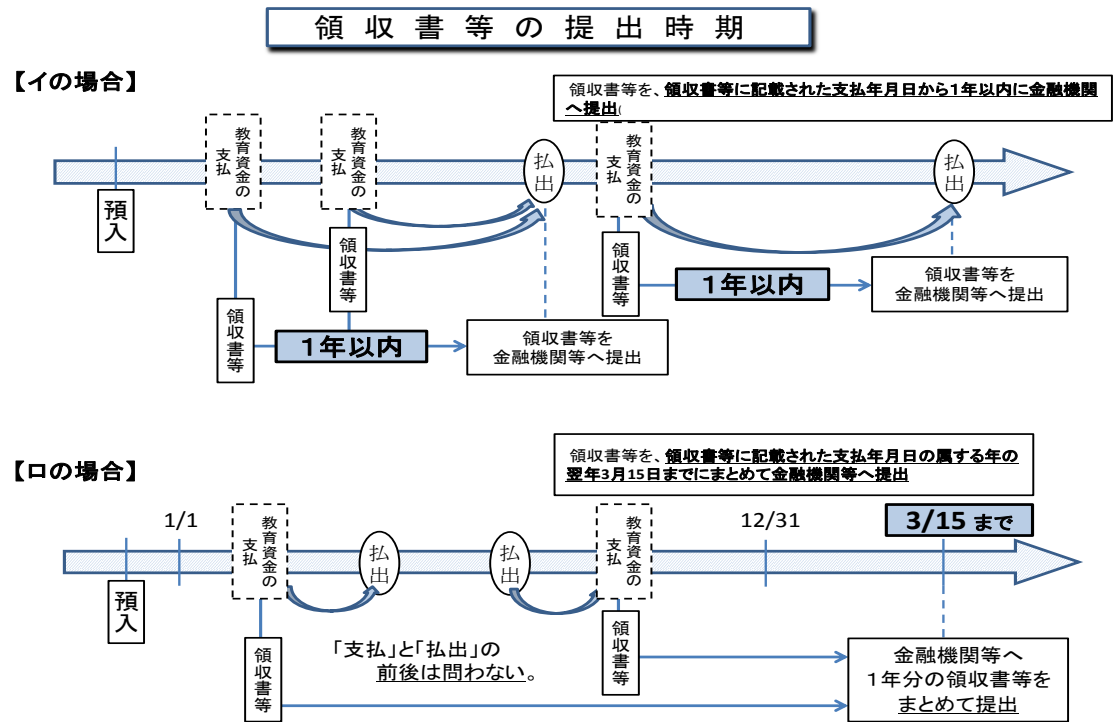
3 上記イ又はロの選択をした後は、その後において選択の変更はできません。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第7項、第9項

措令第40条の4の3第14項～16項

(参考)



4 教育資金管理契約の終了時に関するQ & A

[Q 4－1] 教育資金管理契約は、いつどのような事由で終了するのですか。

[A] 教育資金管理契約は、次に掲げる場合に応じ、次に定める日のいずれか早い日に終了します。

イ 受贈者が30歳に達した場合 受贈者が30歳に達した日

ロ 受贈者が死亡した場合 当該受贈者が死亡した日

ハ 教育資金管理契約に係る信託財産の価額が零となった場合、教育資金管理契約に係る預金若しくは貯金の額が零となった場合又は教育資金管理契約に基づき保管されている有価証券の価額が零となった場合において受贈者と取扱金融機関との間でこれらの教育資金管理契約を終了させる合意があった場合 当該教育資金管理契約が当該合意に基づき終了する日

【関係法令等】

措法第70条の2の2第10項

〔Q 4－2〕 教育資金管理契約が終了した場合には、どのような手続を行えばよいのですか。

〔A〕 〔Q 4－1〕のイ又はハの場合に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合において、その教育資金管理契約に係る非課税拋出額から教育資金支出額〔Q 1－3〕の口の教育資金については、500 万円を限度とします。）を控除した残額があるときは、その残額については、その教育資金管理契約の〔Q 4－1〕のイ又はハに定める日の属する年の贈与税の課税価格に算入されることとなりますので、贈与税の申告義務がある方については、その年の翌年の 2 月 1 日から 3 月 15 日までの間に贈与税の申告書を納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

また、その贈与税の申告に適用される法令は、〔Q 4－1〕のイ又はハに定める日に施行されている法令となります。

なお、教育資金管理契約が終了した日において取扱金融機関の営業所等に対してまだ提出していない領収書等については、その教育資金管理契約が終了する日の属する月の翌月末日までにその領収書等を取扱金融機関の営業所等に対して提出しなければなりません。

（注）〔Q 4－1〕の口の事由に該当したことにより教育資金管理契約が終了した場合には、その残額は贈与税の課税価格に算入されません。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 11 項、第 12 項

措令第 40 条の 4 の 3 第 16 項、第 19 項

〔Q 4－3〕 教育資金管理契約が終了した場合に、贈与税の課税価格の算定の基となる非課税拋出額及び教育資金支出額とは何ですか。

〔A〕 「非課税拋出額」とは、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に「教育資金の非課税」の特例の適用を受けるものとして記載された金額を合計した金額をいいます（1,500万円を限度とします。）。

「教育資金支出額」とは、取扱金融機関の営業所等において教育資金の支払事実が確認され、かつ、記録された金額を合計した金額をいいます。

なお、〔Q 3－1〕のロの場合で、その年中に払い出した金銭の合計額が、金融機関等に提出された領収書等で教育資金の支払に充てたことを金融機関等が確認した金額の合計額を下回るときは、金融機関等が教育資金支出額として記録する金額は、その払い出した金銭の合計額が限度となります。

（注）1 上記の教育資金支出額には、教育資金の非課税の規定により最初に信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日前に支払われた教育資金に係るものや〔Q 4－1〕イ又はハに掲げる事由により教育資金管理契約が終了する日後に支払われた教育資金に係るものは含まれません。

2 〔Q 3－1〕のロの場合で、取扱金融機関の営業所等が教育資金支出額として記録しようとする金額のうちに学校等に支払われる教育資金の額と学校以外に支払われる教育資金の額があるときは、学校等に支払われる教育資金の額が優先して教育資金支出額として記録され、なお、その年中に払い出した金銭の合計額に満たない金額があるときは、学校以外に支払われる教育資金の額のうちその満たない金額が教育資金支出額として記録されることとなります。

3 贈与税の課税価格を算定する場合に非課税拋出額から控除する教育資金支出額は、学校等以外に支払われる教育資金については、500万円が限度となります。

【関係法令等】

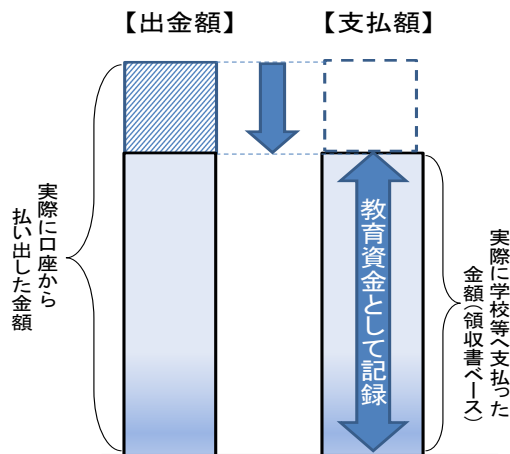
措法第70条の2の2第2項、第7項～第9項、第11項

措令第40条の4の3第15～17項

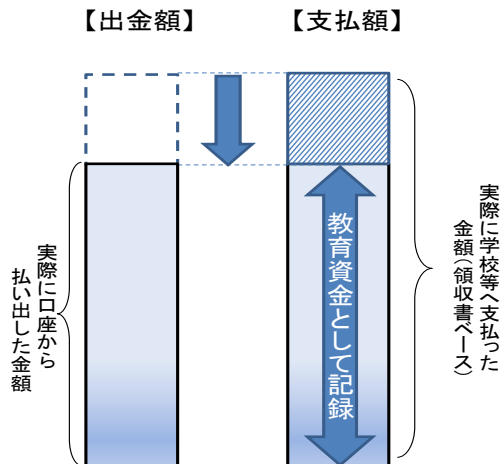
(参考)

教育資金支出額として金融機関等で記録される金額①

1. 出金額＞支払額の場合

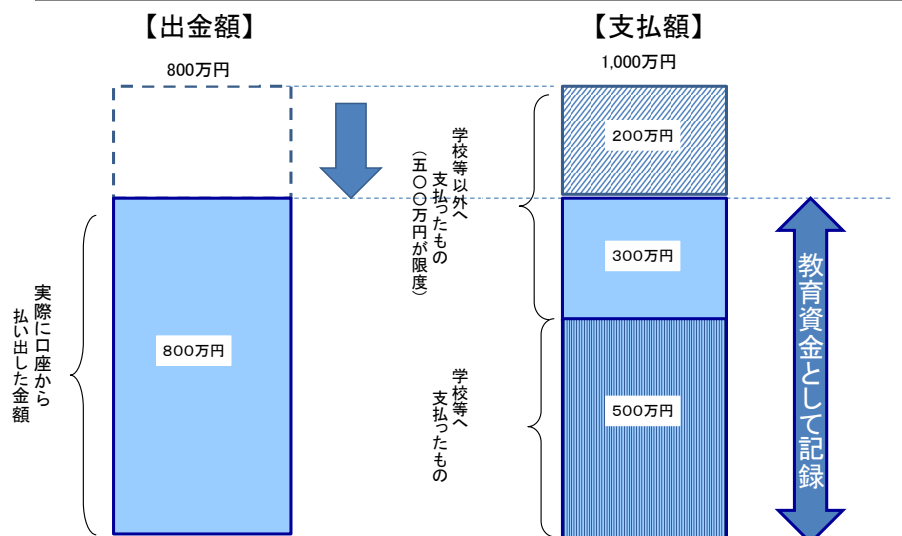


2. 出金額＜支払額の場合



教育資金として金融機関で記録される金額②

学校等への支払を優先して記録する



○ 学校等以外へ支払う教育費(塾代など)で非課税とされる残額は、200万円

5 金融機関等からの調書及び金融機関等への通知に関するQ & A

〔Q 5－1〕 金融機関等は、どのような場合に調書を提出しなければならないのですか。

〔A〕 取扱金融機関の営業所等の長は、教育資金管理契約が終了した場合には、「教育資金管理契約の終了に関する調書」をその教育資金管理契約が終了した日（その教育資金管理契約が〔Q 4－1〕の口の事由（受贈者の死亡）に該当したことにより終了した場合には、取扱金融機関の営業所等の長がその事由を知った日）の属する月の翌々月末日までにその受贈者の納税地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

なお、「教育資金管理契約の終了に関する調書」の様式は 35 ページのとおりです。

【関係法令等】

措法第 70 条の 2 の 2 第 13 項

[Q 5－2] 金融機関等は、どのような場合に税務署長から通知を受けるのですか。

[A] 税務署長は、次のイ又はロの事実を知った場合には、取扱金融機関の営業所等の長に一定の事項を通知しなければならないこととされています。したがって、金融機関等は、税務署長が次のイ又はロに掲げる事実を知った場合には、税務署長から一定の事項の通知を受けることとなります。

イ 受贈者が教育資金の支払に充てるために取扱金融機関の営業所等から払い出した金銭が教育資金の支払に充てられていないこと。

ロ 受贈者に係る教育資金非課税申告書が2以上の取扱金融機関の営業所等に提出されていること又はその受贈者にかかる非課税拠出額が1,500万円を超えていること。

【関係法令等】

措法第70条の2の2第8項、第14項、第15項

6 参考資料（教育資金非課税申告書等の様式）

別表第十一(一)

教育資金非課税申告書					
税務署長殿		平成 年 月 日			
受贈者	ふりがな 氏 名	 印			
	住所又は居所				
	生年月日（年齢）	昭・平 . . . （ 歳）			
受贈者の 代理人	ふりがな 氏 名	 印			
	住所又は居所				
下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。					
贈与者		贈与者から取得をしたもの			左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭 又は金銭等の別	信託受益権、金銭 又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の 取得年月日	
ふりがな 氏 名		信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
続柄					
ふりがな 氏 名		信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
続柄					
取扱金融機関 の営業所等	名 称				
	所在地				
既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合	非課税抛出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署	
		名 称	所在地		
					税務署
(摘要)			取扱金融機関の営業所等の 受理年月日		
					

備考

- 1 この申告書は、法第 70 条の 2 の 2 第 2 項に規定する教育資金管理契約（以下別表第十一(六)までにおいて「教育資金管理契約」という。）に基づいて当該教育資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について同条第 1 項の規定の適用を受けようとする場合に、信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第 2 項第 5 号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第 2 号に規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」並びに「受贈者の代理人」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の欄には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載し、「続柄」の欄には受贈者との続柄を記載すること。
 - (3) 「贈与者から取得をしたもの」の欄の
 - (イ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (ロ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(イ)の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (ハ) 「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載すること。
 - (4) 「左のうち非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の欄には、上記(3)(ロ)に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記(5)に記載する取扱金融機関の営業所等において当該教育資金管理契約に基づき法第 70 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (5) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。
 - (6) 「既に教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書を提出したことがある場合」の欄は、法第 70 条の 2 の 2 第 10 項第 3 号に該当し、教育資金管理契約を終了したことがある者に限り記載を要するものとし、
 - (イ) 「非課税拋出額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第 70 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受けた当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第 40 条の 4 の 3 第 21 項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第 22 項の規定により法第 70 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税拋出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拋出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拋出額減価額を「非課税拋出額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(6)(イ)の教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
 - (7) 贈与者が 3 以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

別表第十一(二)

追 加 教 育 資 金 非 課 税 申 告 書

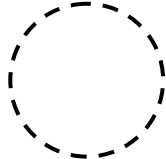
税務署長殿

平成 年 月 日

受 贈 者	ふ り が な 氏 名	 ㊟
	住 所 又 は 居 所	
	生 年 月 日 (年 齢)	昭・平 . . . (歳)
受 贈 者 の 代 理 人	ふ り が な 氏 名	 ㊟
	住 所 又 は 居 所	

下記の信託受益権、金銭又は金銭等について租税特別措置法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けたいので、この旨申告します。

贈与者		贈与者から新たに取得をしたもの			左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額
		信託受益権、金銭 又は金銭等の別	信託受益権、金銭 又は金銭等の価額	金銭又は金銭等の 取得年月日	
ふりがな 氏 名		信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
続柄					
ふりがな 氏 名		信託受益権 金銭 金銭等			
住所又は居所					
続柄					

既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書	非課税拠出額	取扱金融機関の営業所等		提出先の税務署 税務署
		名称	所在地	
(摘要)				取扱金融機関の営業所等の 受理年月日 

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、既に教育資金管理契約に基づく当該教育資金管理契約に係る信託受益権、金銭又は金銭等について法第70条の2の2第1項の規定を適用している場合に、新たに同項の規定の適用を受けようとするときは、新たに信託がされる日、預金若しくは貯金の預入をする日又は有価証券を購入する日までに、同条第2項第5号に規定する取扱金融機関の営業所等を経由し、同項第2号に規定する受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」並びに「受贈者の代理人」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の欄には、同法第62条第2項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載し、「続柄」の欄には受贈者との続柄を記載すること。
 - (3) 「贈与者から新たに取得をしたもの」の欄の
 - (イ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の別」の項は、贈与者から取得をした「信託受益権」、「金銭」又は「金銭等」の別に応じ、該当するものを○で囲むこと。
 - (ロ) 「信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(イ)の信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (ハ) 「金銭又は金銭等の取得年月日」の項には、書面による贈与により金銭又は金銭等を取得した場合に当該金銭又は金銭等の取得年月日を記載すること。
 - (4) 「左のうち新たに非課税の適用を受ける信託受益権、金銭又は金銭等の価額」の項には、上記(3)(ロ)に記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、下記(5)(ロ)に記載する取扱金融機関の営業所等において教育資金管理契約に基づき新たに法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けようとする信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (5) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の
 - (イ) 「非課税拋出額」の項には、この申告書の提出前に、この申告書に記載した以外の信託受益権、金銭又は金銭等について教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）を提出して法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けている当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。この場合において、当該信託受益権、金銭又は金銭等について施行令第40条の4の3第21項に規定する教育資金非課税取消申告書が提出されているときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、同条第22項の規定により法第70条の2の2第1項の規定の適用を受けた部分の価額に含まれないものとされた価額（以下この表において「非課税拋出額減価額」という。）があるときは、当該信託受益権、金銭又は金銭等につき教育資金非課税申告書等の提出により同項の規定の適用を受けた部分の価額から当該非課税拋出額減価額を控除した価額を記載するとともに、当該非課税拋出額減価額を「非課税拋出額減価額」の表示をして外書すること。
 - (ロ) 「取扱金融機関の営業所等」の「名称」及び「所在地」の項には、上記(5)(イ)の教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等の名称及び所在地を記載すること。
 - (6) 贈与者が3以上ある場合には、「(摘要)」の欄に贈与者の氏名及び住所又は居所並びにそれぞれの贈与者から取得をした信託受益権、金銭又は金銭等の価額その他参考となるべき事項を記載すること。

備考

- 1 この申告書は、既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）に係る教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について、遺留分による減殺の請求があつたこと、信託法第 11 条第 1 項の規定による取消権の行使があつたこと又は民法第 424 条第 1 項の規定による取消権の行使があつたこと（以下この表において「取消し等」という。）により当該教育資金管理契約に係る信託受益権、預金若しくは貯金又は有価証券の価額が減少することとなつた場合に、当該教育資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」並びに「受贈者の代理人」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の欄には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。
 - (3) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の「非課税拋出額」の項には、上記 1 の教育資金非課税申告書等に法第 70 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の価額のうち、取消し等の行われた信託又は贈与に係る信託受益権、金銭又は金銭等の価額を記載すること。
 - (4) 「非課税拋出額減価額に関する事項」の欄の
 - (イ) 「非課税拋出額減価額」の項には、上記 (3) の非課税拋出額のうち取消し等が行われた額を記載すること。
 - (ロ) 「取消年月日」の項には、上記 (4) (イ) の取消し等が行われた年月日を記載すること。
 - (5) 「非課税拋出額が減少することとなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記 1 の教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等、預入した金銭又は購入した有価証券の一部について取消し等の行われる原因となつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。

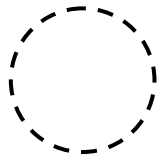
教 育 資 金 非 課 税 廃 止 申 告 書

税務署長殿

平成 年 月 日

受 贈 者	ふ り が な 氏 名	 ㊞
	住 所 又 は 居 所	
	生 年 月 日 (年 齢)	昭・平 . . (歳)
受 贈 者 の 代 理 人	ふ り が な 氏 名	 ㊞
	住 所 又 は 居 所	

既に提出した教育資金非課税申告書等に係る教育資金管理契約につき、下記の通り租税特別措置法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 4 号に規定する非課税拋出額がないこととなつたので、この旨申告します。

取扱金融機関の 営業所等	名 称			
	所 在 地			
既に提出した教育 資金非課税申告書 又は追加教育資金 非課税申告書	非 課 税 拋 出 額	贈 与 者 の 氏 名	提 出 先 の 税 務 署	
			税務署	
			税務署	
非課税拋出額がないこととなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日				
(摘要)			取扱金融機関の営業所等の 受理年月日 	

備考

- 1 この申告書は、既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書（以下この表において「教育資金非課税申告書等」という。）に係る教育資金管理契約の締結に関する行為若しくは教育資金管理契約に係る贈与が無効であつたこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得した金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求があつたことにより当該教育資金非課税申告書等に記載された非課税拋出額がないこととなつた場合に、当該教育資金非課税申告書等を提出した受贈者が、遅滞なく、当該教育資金管理契約に係る取扱金融機関の営業所等を経由し、当該受贈者の納税地の所轄税務署長に提出すること。
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」並びに「受贈者の代理人」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の欄には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (2) 「取扱金融機関の営業所等」の欄の「名称」の項には、「何銀行何支店」のように記載すること。
 - (3) 「既に提出した教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書」の欄の「非課税拋出額」の項には、上記 1 の教育資金非課税申告書等に法第 70 条の 2 の 2 第 1 項の規定の適用を受けるものとして記載した信託受益権、金銭又は金銭等の合計額を記載すること。
 - (4) 「非課税拋出額がないこととなつた事情の詳細及び事情の生じた年月日」の欄には、上記 1 の教育資金管理契約の締結に関する行為若しくは教育資金管理契約に係る贈与が無効であつたこと若しくは当該行為若しくは当該贈与が取り消すことのできる行為であつたことにより取り消されたこと又は当該教育資金管理契約に基づいて信託された金銭等若しくは教育資金管理契約に係る贈与により取得をした金銭等の全部につき遺留分による減殺の請求がされることとなつた事情の詳細及びその年月日を記載すること。

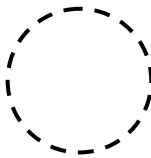
教育資金管理契約に関する異動申告書

税務署長殿

平成 年 月 日

受 贈 者	ふ り が な 氏 名	 ⑩
	住 所 又 は 居 所	
	生年月日（年齢）	昭・平 . . (歳)
受贈者の代理人	ふ り が な 氏 名	 ⑩
	住 所 又 は 居 所	

下記の事項につき異動がありましたので申告します。

異 動 事 項	異 動 前	異 動 後
(摘要)		取扱金融機関の営業所等の 受理年月日
		

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 1 この申告書は、教育資金非課税申告書（教育資金管理契約に関する異動申告書を提出している場合には、当該異動申告書。以下この表において同じ。）を提出している受贈者が、次に掲げる場合に該当する場合に、遅滞なく、当該教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等を経由し、受贈者の納税地（住所又は居所を変更したことにより納税地の異動があつた場合には、異動前の納税地）の所轄税務署長に提出すること。
 - (1) 教育資金非課税申告書に記載した氏名又は住所若しくは居所の変更をした場合
 - (2) 教育資金非課税申告書に記載した取扱金融機関の営業所等（以下この表において「移管前の営業所等」という。）に関する事務の全部を移管前の営業所等以外の他の営業所等(2(3)において「移管先の営業所等」という。）に移管することを依頼し、かつ、当該他の営業所等にその移管が行われた場合
- 2 この申告書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日（年齢）」並びに「受贈者の代理人」の「氏名」及び「住所又は居所」の欄は、この申告書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の欄には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (2) 「異動事項」の項には、「氏名」、「住所」、「居所」又は「取扱金融機関の営業所等」のようにその異動事項を記載すること。
 - (3) 「異動前」の項には、変更前の氏名、住所、居所又は取扱金融機関の移管前の営業所等の名称及び所在地を、「異動後」の項には、変更後の氏名、住所、居所又は取扱金融機関の移管先の営業所等の名称及び所在地を、それぞれ記載すること。

別表第十一(六)

教育資金管理契約の終了に関する調書

受 贈 者	ふ り が な 氏 名	-----	
	住 所 又 は 居 所		
	生 年 月 日	昭・平 . .	
贈 与 者	氏 名		
教育資金管理契約 に関する事項	提 出 事 由 の 生 じ た 日	提 出 事 由	契 約 締 結 日
	非 課 税 抛 出 額 (①)	教 育 資 金 支 出 額 (②)	残 額 (① - ②)
		(内)	
当該教育資金管理 契約に関して既に 提出した申告書	申 告 書 の 種 別	提 出 先 の 税 務 署 名	提 出 年 月 日
		税務署	
		税務署	
		税務署	
取扱金融機関の 営業所等	所 在 地		
	名 称		
(摘要)			

(用紙 日本工業規格 A4)

備考

- 1 この調書は、法第 70 条の 2 の 2 第 13 項に規定する教育資金管理契約の終了に関する調書（以下この表において「教育資金管理契約の終了に関する調書」という。）について使用すること。
- 2 この調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「受贈者」の欄の「氏名」、「住所又は居所」及び「生年月日」の項は、この調書を作成する日の現況により記載すること。なお、相続税法の施行地に住所及び居所を有しない場合には、「受贈者」の「住所又は居所」の欄には、同法第 62 条第 2 項の規定により定めた納税地を記載すること。
 - (2) 「贈与者」の欄の「氏名」の項には、教育資金非課税申告書又は追加教育資金非課税申告書に記載された贈与者の氏名を記載すること。
 - (3) 「教育資金管理契約に関する事項」の欄の
 - イ 「提出事由の生じた日」の項には、当該教育資金管理契約の終了に関する調書に係る教育資金管理契約が終了した日（受贈者が死亡したことにより終了した場合にあつては、当該教育資金管理契約が終了した日及び取扱金融機関の営業所等の長が当該受贈者が死亡したことを知った日）を記載すること。
 - ロ 「提出事由」の項には、当該教育資金管理契約に係る法第 70 条の 2 の 2 第 10 項に規定する終了の事由のいずれかを記載すること。
 - ハ 「非課税拠出額」及び「教育資金支出額」の項には、それぞれ当該教育資金管理契約に係る法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 4 号に規定する非課税拠出額及び同項第 5 号に規定する教育資金支出額を記載するとともに、同項第 2 号ロに規定する学校等以外の者へ支払われた金銭がある場合には、「教育資金支出額」の項の内書きにその額を記載すること。ただし、上記(3)ロの終了の事由が同条第 10 項第 2 号に規定する受贈者が死亡したことによる場合には、この項の記載を要しない。
 - (4) 「当該教育資金管理契約に関して既に提出した申告書」の欄の「申告書の種別」の項には、当該教育資金管理契約に関して提出した法第 70 条の 2 の 2 第 2 項第 3 号に規定する教育資金非課税申告書、同条第 4 項に規定する追加教育資金非課税申告書、施行令第 40 条の 4 の 3 第 21 項に規定する教育資金非課税取消申告書又は同条第 28 項に規定する教育資金管理契約に関する異動申告書の別を記載すること。
 - (5) 贈与者が 2 以上ある場合には、それぞれの贈与者の氏名及び非課税拠出額を「(摘要)」の欄に記載すること。
- 3 合計表をこの様式に準じて作成し添付すること。